

令和8年10月1日施行

# 新 同一労働同一賃金ガイドライン カスハラ対策等義務化 への対応を } 労務部門ナバ-1 弁護士に聴く

No.1 講師のセミナーを  
格安受講料で

主催 愛知県下各労働基準協会

インターネット受講可能  
後日配信のオンデマンド

正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を禁止する、「パートタイム・有期雇用労働法」と「労働者派遣法」の改正に伴い、いわゆる同一労働同一賃金に関する規定である「同一労働同一賃金ガイドライン」の施行から6年が経過しました。

この間、待遇差をめぐる多くの最高裁判所の判断がなされましたが、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間には、依然として賃金格差がある状態です。

そこで、「更なる明確化」を図るため、派遣労働者も含めて退職手当、家族手当、住宅手当、無事故手当、さらには賞与等の詳細な留意事項を追記した同一労働同一賃金ガイドラインが改正され、令和8年10月1日から施行されます。

なお、労働施策総合推進法の改正により、顧客先等からのカスタマーハラスメント等への対策が企業の義務となり、詳細を定めた指針も令和8年2月に発表され、さらには就活セクハラの規定も設けられ、ともに令和8年10月1日から施行されます。

そこで平成29年以来11回目となりますが、東京よりビジネス弁護士 人事労務部門 ナンバーワン弁護士(弁護士ドットコムランキング)として有名な石寄信憲氏を講師にお迎えし、令和8年10月1日施行の重要法令等への対策をお聴きする「労働重要問題対応セミナー」を開催します。

法改正等に円滑に対応し、労働トラブルを防ぎ企業を繁栄させるため労務管理の実現のため、ぜひともご参加いただきますようお願い申し上げます。



その格差の理由  
説明できますか？



その時社員を  
守れますか？

●日時 令和8年9月10日(木) 午前10時30分～午後4時30分

●会場 ウィンクあいち 10階1002 名古屋市中村区名駅4-4-38



●講師 石寄・山中総合法律事務所 代表弁護士 石寄信憲氏

●演題 施行前の日本版同一労働同一賃金改訂ガイドラインと  
就活セクハラ、そしてカスハラの実務対応



講師の石寄弁護士  
数々の労働大事件を手がけられ、法改正の舞台裏にも明るく、講演、著書も多い労働界ナンバー1弁護士

講演内容	<b>1. 日本版同一労働同一賃金</b> (1)司法(最高裁8判決と下級審判決のすべて) (2)行政(行政指導の状況と司法を無視した暴走) (3)立法(新ガイドラインによる行政の暴走援助)
	<b>2. ハラスメント</b> (1)就活セクハラはセクハラに準ずる (2)カスハラはパワハラ、セクハラに準ずる (3)ハラスメント6類型の発生原因と対策 (4)就活セクハラの実務ポイント (5)カスハラの実務ポイント

改正等のポイント	同一労働同一賃金 「退職手当」の相違の性質や目的なども、不合理の判断上留意すべき事項である 「無事故手当」は、通常の労働者と業務の内容が同一なら同一の無事故手当を支給する 「家族手当」「病気休職」は、継続的な勤務が見込まれる場合は支給する 「住宅手当」は、通常の労働者と同一に転居を伴う配置の変更がある場合は支給する 「夏季冬季休暇」は、通常の労働者と同一の夏季冬季休暇を付与する 「賞与」の相違の性質や目的なども、不合理の判断上留意すべき事項である 待遇の相違や理由に関する説明を求めることができる	企業にとって難題です!  組織対応できますか?
	カスハラ 次の事項の詳細 1. カスハラの定義 2. 方針等明確化とその周知・啓発 3. 相談適切対応のための体制整備 4. 事後の迅速・適切対応 5. 他の事業主の措置実施の協力	

# 石寄信憲(いしざき・のぶのり) 弁護士 プロフィール

1978年 弁護士登録(第一東京弁護士会、経営法曹会議所属)。1984年 石寄信憲法律事務所開設(2011年4月に名称を「石寄・山中総合法律事務所」へ改称)業務開始以来、一貫して労働事件を経営者側代理人として手がける。法廷活動、顧問先指導の他、日経、みずほ、SMBC等が主催する各種一般公開セミナーや企業内研修の講師としても活躍中。2002年1月～2004年11月末 司法制度改革推進本部労働検討会委員、2002年10月～2010年5月日弁連労働法制委員会副委員長として労働審判制度の創設に関わり、1996年6月～現在は、経営法曹会議常任幹事を務める。



労働重要問題対応セミナーより

## 【主な著書】

ハラスメント防止の基本と実務、同一労働同一賃金の基本と実務(第2版)、懲戒処分の基本と実務、改正労働基準法の基本と実務過重労働防止の基本と実務、労働契約解消の法律実務(第3版)、割増賃金の基本と実務(第2版)、就業規則の法律実務(第6版)、労働者派遣法の基本と実務(第2版)、労働条件変更の基本と実務、配転・出向・降格の法律実務(第2版)、非正規社員の法律実務(第3版)、労働行政対応の法律実務(第2版)、懲戒権行使の法律実務(第2版)、健康管理の法律実務(第3版)、賃金規制・決定の法律実務(第2版)、個別労働紛争解決の法律実務、労働時間規制の法律実務(第2版)、管理職活用の法律実務、実務の現場からみた労働行政、メーカーのための業務委託活用の法務ガイド(第2版)、(新訂版)人事労務の法律と実務、集团的労使関係の法律実務

●対象 経営者、人事労務・安全衛生部門責任者・担当者等、社会保険労務士等労働専門家の皆様

●定員 会場 100名 ※定員満了時はインターネット受講となります。

●会費 労働基準協会会員企業 13,000円  
 一般(上記以外) 16,000円  
 ※いずれも資料代、消費税を含みます。



↑ お申込はこちらからも可能です

## ●会場 ウィンクあいち

名古屋市守山区名駅4-4-38



- ・JR名古屋駅桜通口から:  
ミッドランドスクエア方面 徒歩5分
- ・ユニモール地下街 5番出口から:  
徒歩2分
- ・名駅地下街サンロードから:  
ミッドランドスクエア、マルケイ観光ビル、名古屋クロスコートタワーを経由徒歩8分

## ●インターネット参加について(開催当日の配信ではありません)

- ・令和8年9月18日(金)より視聴が可能です。
- ・資料は名北労働基準協会のホームページからダウンロードをお願いします。
- ・視聴可能期間は一週間です。

**申込要領** 下記申込書を管轄協会までお送りいただくか、上記QRコードから名北協会ホームページのメールよりお申込みください。実施機関より受講票と請求書をお送りいたします。開催日の14日前までに会費をお振込ください。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港菜1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒456-0022 名古屋市熱田区横田1丁目11-6 フジ神宮ビル8階	(052)890-4466	(052)890-4477	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知県東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町19	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

開催日 令和8年9月10日 労働重要問題対応セミナー 申込書(コピー可) 申込日 令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会		※会員番号				
事業場名			T E L ( )	F A X ( )		-	
所在地	〒						
ご出席者	氏名	所属部署・職名	受講区分	氏名	所属部署・職名	受講区分	
			会場・インターネット			会場・インターネット	
			会場・インターネット			会場・インターネット	
受講案内送付先	受講者・担当者(部署名) 様				お支払予定日	月	日頃

※会員番号(一社)名北労働基準協会の会員企業のみ、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいたセミナーの参加者資料並びに講習会のご案内送付用として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。R8.6.17 HP